

香川県における憲法週間行事

■無料法律相談

お金の貸し借り、交通事故、土地・建物、夫婦関係や遺産相続の問題などの法律相談に香川県弁護士会所属の弁護士が無料で相談に応じます。

〔日 時〕 5月8日（木）午前10時～午後2時

〔場 所〕 香川県弁護士会館

〔相談費用〕 無料

〔相談方法〕 面談による相談（1枠につき30分以内）

電話相談は実施しない

〔予 約〕 必要（完全予約制）5月1日（木）まで受付

※ 予約電話番号は、香川県弁護士会（087-822-3693）まで

（電話は、平日の午前9時～午後5時）

■無料法律相談（面談もしくは電話）

借金問題・離婚・不当解雇など民事に関する法的トラブルについて、弁護士と法律相談ができます。電話での相談もできますので、相談場所まで遠方で足を運びづらい方も、ご利用いただきやすくなっています。

〔日 時〕 5月21日（水）午後1時から午後4時

〔相談費用〕 無料

※ただし、法テラスの民事法律扶助基準に該当される方に限定

詳しくは、法テラス香川にお電話ください

〔相談方法〕 面談もしくは電話による相談（1枠につき30分以内）

〔予 約〕 必要（完全予約制）5月8日（木）受付開始

※ 予約電話番号は、法テラス香川（0570-078393）まで

（予約の電話は、平日の午前9時から午後5時まで）

※ 法テラス香川のホームページからも予約可能

<https://www.houterasu.or.jp/site/chihoujimusho-kagawa/>

■特設人権相談所

離婚や扶養、インターネットを悪用したトラブル、体罰やいじめ、高齢者や子どもに対する虐待、近隣間のトラブルなどの相談に、人権擁護委員が無料で応じます。

〔日 時〕 5月7日（水）午前9時～正午

〔場 所〕 三豊市豊中庁舎2階相談室

※ 詳細は、高松法務局人権擁護部（087-821-7850）まで
（電話は、平日の午前8時30分～午後5時15分）

■検察官職業体験プログラム「もっと検察庁を知ろう」（検察庁 の見学など）

検察庁の概略を説明し、その後、取調室などの庁舎見学や模擬取調べなどを実施します。

〔日 時〕 5月10日（土）午前9時15分～正午

〔場 所〕 高松地方検察庁

〔定 員〕 20名程度

※ 参加申込方法など最新情報については、高松高等・地方検察庁の各ホームページをご覧ください。

高松高等検察庁のホームページ

https://www.kensatsu.go.jp/kakuchou/h_takamatsu/index.html

高松地方検察庁のホームページ

<https://www.kensatsu.go.jp/kakuchou/takamatsu/index.html>

※ 詳細は、高松高等検察庁総務部企画調査課企画調査係（087-821-5631）まで（電話は、平日の午前8時30分～午後5時15分）

■憲法週間パネル展

憲法週間、裁判員制度などに関するパネル展を開催しますので、お立ち寄りください。

〔期 間〕 4月30日（水）～5月8日（木）

〔場 所〕 高松法務合同庁舎1階ロビー

※ 詳細は、高松高等検察庁総務部企画調査課企画調査係（087-821-5631）まで（電話は、平日の午前8時30分～午後5時15分）

■3つの裁判所の違いを知るツアー

高松高等・地方・家庭裁判所を巡るツアーです。主に罪を犯した疑いのある人の刑罰や処分を決める刑事事件・少年事件の手續についてご紹介します。

〔日 時〕 5月16日（金）午後1時30分～午後4時30分

〔場 所〕 高松高等裁判所・高松地方裁判所・高松家庭裁判所

〔定 員〕 25名（応募者多数の場合は抽選）

※ 参加申込方法などについては、高松高等裁判所のホームページをご覧ください。

高松高等裁判所のホームページ

<https://www.courts.go.jp/takamatsu-h/index.html>

※ 詳細は、高松高等裁判所総務課広報係（087-851-1547）まで（電話は、平日の午前8時30分～午後5時）

【行事全般に関する問い合わせは…】

高松高等裁判所事務局総務課広報係（087-851-1547）まで